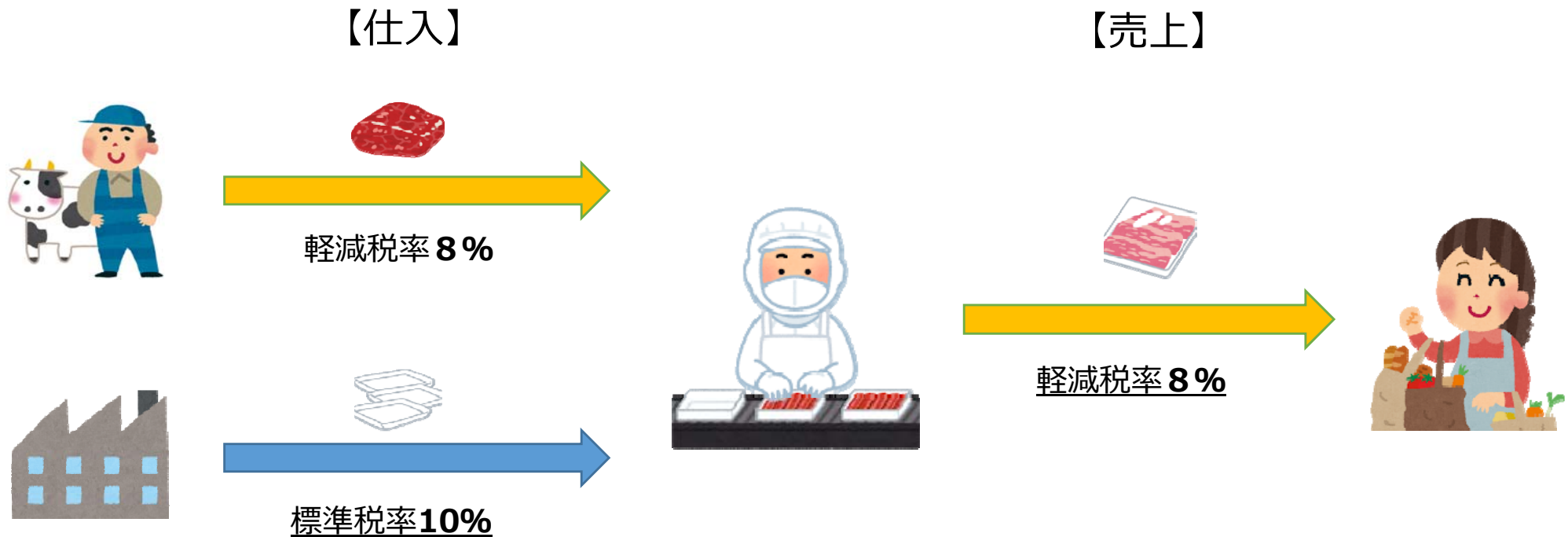


飲食料品を販売する際の「包装材料等」の取扱い

- 飲食料品の販売に使用される包装材料等について、通常必要なものとして販売に使用されるものである、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当。
- 「通常必要なもの」として販売に使用される包装材料等とは、飲食料品の販売に付帯するもので、通常、飲食料品が費消され又は飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当。



- 消費税の税額計算： $\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$
→ 売上げと仕入れの税率差については、申告を通じて精算される
(仕入税額の方が大きければ還付となる)